

従来の農地集積に関する事業と比較した 農地中間管理事業の優位性

人・農地プランが基本の事業スキーム

地域の農業者等による協議（機構法第26条）を通じて、農業農村整備事業等の関係事業と一体的に、農地集積・集約化を地域単位で進めることを前提とした事業スキーム

充実した支援制度

機構集積協力金（農地の出し手・地域への支援）、農業農村整備事業の負担軽減等対策 等

公的機関による農地の借受・貸付

出し手（公的機関が賃借料支払）と担い手（賃借料支払の一元化）の安心感
公的機関との長期契約により、担い手の長期的な営農計画が可能

農地集積・集約化の実績と課題

▲ 農地集積面積の増加：年間目標5,000ha（県基本方針）

▲ 農地集積・集約化の実績と課題

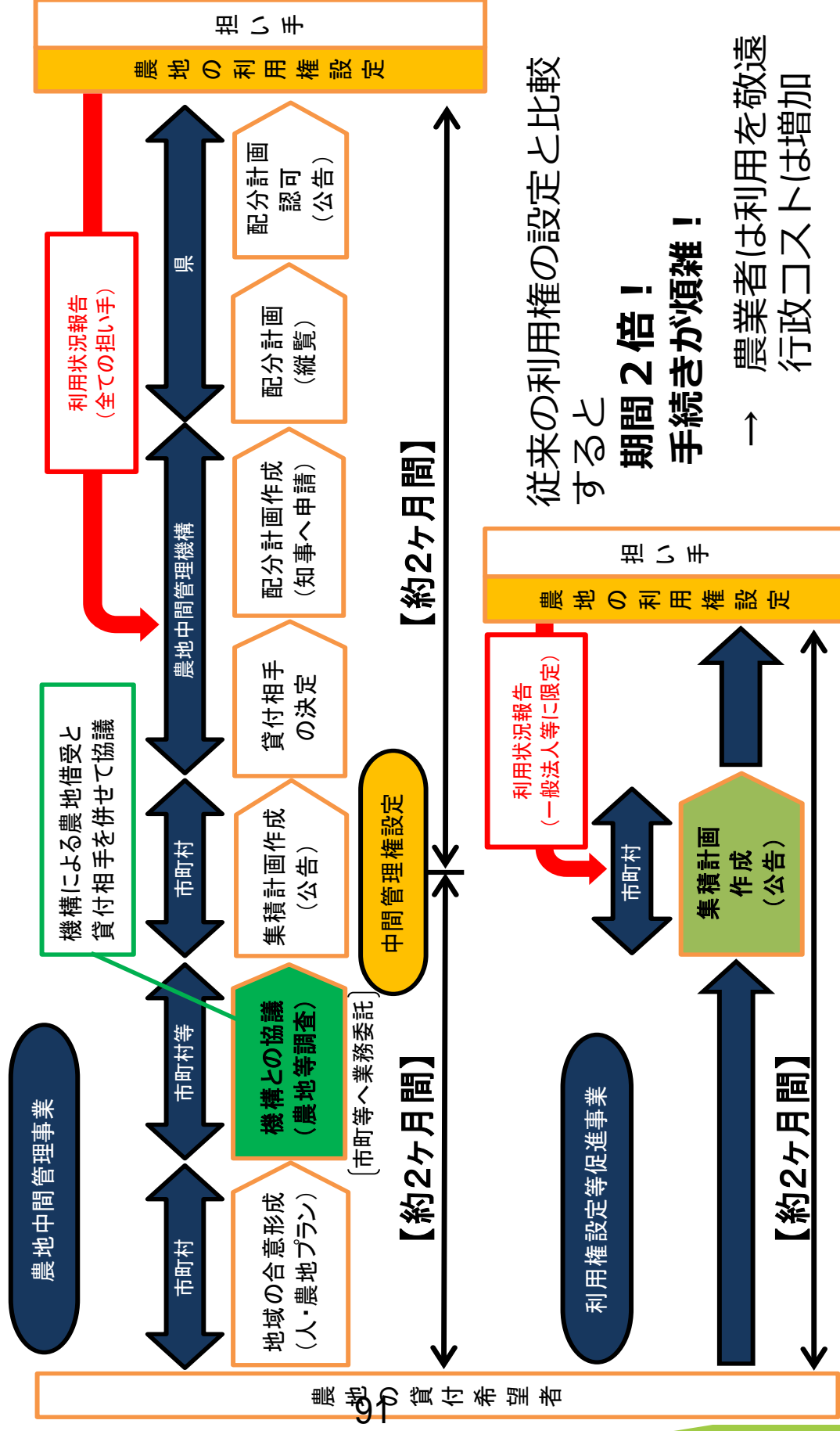
⇒ 機構を活用した農地集積・集約化が伸び悩み

(単位:ha)

| 区分 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 耕地面積 | ① 125,500 | 125,050 | 124,510 | 124,200 | 123,900 |
| 集積面積 | ② 50,698 | 54,097 | 58,967 | 61,112 | 62,857 |
| 集積面積の増加 | - | 3,399 | 4,869 | 2,145 | 1,744 |
| うち機構事業 | - | 223 | 725 | 641 | 663 |
| 集積率 (②/①) | 40% | 43% | 47% | 49% | 51% |

要因 は様々あるが、

「機構の手続は煩雑で時間が掛かる」と言われている



事務の簡素化で期間短縮！

地方（農業者）の声を反映し、使いやすい制度へ
→ 地域農業の活性化、活力向上に寄与



▶ 提案 1

「縦覧」を廃止。

- ・ 制度創設当初から現在まで、縦覧件数は**0件**
- ・ 農用地利用配分計画（案）における貸付先（担い手）は、地域の農業者等による協議（機構法第26条）等により調整され、農業委員会の意見聴取等を踏まえ市町が適切に選定（機構法第19条）。

92

▶ 提案 2

配分計画の「県公告」を廃止し、機構の貸付を市町村公告で可とする。

- ・ 利用権設定等促進事業では、市町村が作成する農地利用集積計画が、農業委員会の決定を経て、市町村公告されることで**担い手への利用権の設定等**がされている。（基盤法第18～20条）

機構・市町村間で事務が完結

⇒ 事務の簡素化と期間短縮の実現

農地中間管理機構が行う単純な 業務委託に係る知事承認の廃止

平成30年7月10日
兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課

制度の概要

機構は、

- * 農用地利用配分計画の決定（法律第22条第1項）
- * その他省令で定める農地中間管理事業に係る業務（法律施行規則第17条）
について、委託禁止
- * 上記を除く農用中間管理事業に係る業務の一部（法律第22条第2項）
について、知事承認が必要

単純な業務

単純な業務とは...

①農地管理

内 容：草刈り、田植え・稲刈り、突発的な水路の補修等

委託先：近隣農業者（現耕作者、地域の中心経営体）

②普及啓発

内 容：チラシ・図面作成、シンポジウム開催等

委託先：企画提案審査会で選考

▶ 内容及び委託先から鑑みて、農地中間管理事業の制度上の公平性を損なうものではなく、知事が逐一確認する必要性が乏しい

委託業務にかかる承認手続き

《委託先：法人の場合》

申請に係る必要書類の準備

日数
3～4日



申請書作成・機構内部決裁

2～3日



申請内容審査

1～2日



県内部決裁

2～3日



承認

【12日】

過去の実績

参考：単純業務の委託

平成28年度・・・1件

(普及啓発)

平成29年度・・・5件

(農地管理等)

農地管理の業務委託に係る支障事例

現状

借り受け農地 …… 転貸までの農地管理(草刈り等)を業務委託
(知事承認に約2週間程度)

H29実績: 1, 173筆(94. 7ha)

今後

機構関連農地整備事業の推進等により借り受け農地の増加に伴い、農地管理(草刈り等)も増加が見込まれる

支障

突発的な事故

農地の陥没、畦の崩壊等
給水施設等の破損

復旧までに時間を要し、被害の
拡大や営農に支障をきたす

提案内容及び実現による効果

提案内容

機構が行う農地中間管理事業のうち、農地管理（草刈り等）や普及啓発などの単純な業務の委託について知事承認を廃止

効果

- ▶ 農地の陥没等の突発的な事故に対し、迅速に対応することが可能となり、周辺農地への被害を最小限に抑えられ、早期に営農が再開できる
- ▶ 申請・承認に係る事務（書類作成・審査など）が減少するため、行政の効率化が図られる

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の 知事認可における公告縦覧制度の廃止について

99

(手続き期間の短縮による農業者の利便性向上)

九州地方知事会(大分県)
平成30年7月10日